

**コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度）
ガイドライン**

**令和6年4月1日
市川市教育委員会**

目次

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的	
1. これからの学校と地域の連携・協働の在り方	1
2. コミュニティ・スクールの総合的な推進方策	1
II. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置における方針	
1. 国の方針	2
2. 法改正について	2
3. 市川市の方針	2
III. 学校運営協議会の仕組みについて	
1. 学校運営協議会の主な役割について	3
2. 学校関係者評価について	4
3. 専門部会について	5
4. 学校運営協議会の情報提供について	5
IV. 学校運営協議会委員について	
1-①. 学校運営協議会委員の推薦(継続)手続きについて（年度末が任期満了となる学校）	8
1-②. 学校運営協議会委員の継続手続きについて（翌年度末が任期満了となる学校）	9
2. 学校運営協議会委員の選出について	10
3. 学校運営協議会委員の任期について	12
4. 学校運営協議会委員の報酬について	14
5. 学校運営協議会委員提出書類について	14
6. 学校運営協議会委員の辞任について	22
V. 学校運営協議会の招集及び開催について	22
VI. 学校運営協議会の運営方法について	
1. 年間計画の立て方及び協議・報告内容について	25
2. 教職員の任用について	26
VII. 学校運営協議会開催までの流れ	28
VIII. 学校運営協議会開催に係る資料	30
【資料1】市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則	35
【資料2】コミュニティ・スクールQ&A	39

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的

1. これからの学校と地域の連携・協働の在り方

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

①地域とともにある学校への転換

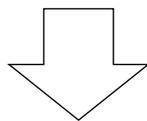
- これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが必要。

②子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築が必要。
- 子どもを軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子どもたちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要。

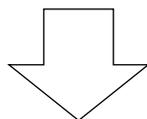
③学校を核とした地域づくりの推進

- 一方的に、地域が学校・子どもたちを応援・支援するという関係ではなく、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要。
- 子どもたちも、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

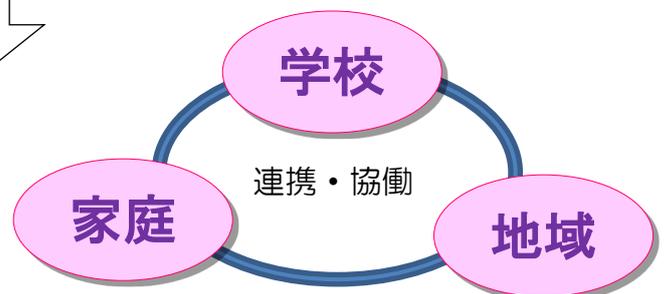


学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度）の導入



2. コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

(1) 市町村の役割と推進方策

- 今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取り組みを推進していくことが求められる。
- コミュニティ・スクールの推進に当たっては、中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

(2) 推進のための方策

- コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- 教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及・啓発
- 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- 管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- 学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- 地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進
- 地域連携の推進を担当する教職員の明確化
- コミュニティ・スクールとしての取り組みの充実を図るための学校裁量で支出できる運営経費の措置

II. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置における方針

1. 国の方針〔中央教育審議会答申（平成27年12月21日）が示す方向性〕

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

- 今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。
- 各教育委員会は、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要である。

2. 法改正について

平成29年3月27日、「義務教育諸学校等の指導体制の充実及び学校運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決され、4月1日より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正・施行された。

《主な改正点》**教育委員会に対する学校運営協議会設置の努力義務化／学校運営への支援について協議事項に位置付け／委員に「地域学校協働活動推進員」を加える**などの規定の見直し

3. 市川市の方針

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を各幼稚園・学校に設置することについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】（設置） 令和4年4月改正

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合に該当するときは、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

Ⅲ. 学校運営協議会の仕組みについて

1. 学校運営協議会の主な役割について

学校運営協議会は、法律上の3つの機能を備える。この内容については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市区町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

これにより、**法律に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、次の3つの役割を担う。**

(i) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること《必須》

保護者や地域住民等の参画を得た学校運営ができ、園長・校長の異動があっても継続的な学校運営が図られる。そのため、園長・校長が協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。説明の際準備する資料は、「園・学校要覧」等である。これらの資料に沿い、「学校教育目標やめざす児童生徒像及び教職員像／経営の重点／現状と課題／年間行事予定」等、年間の方針を提案する。

(ii) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること《任意》

「挨拶の指導に力を入れてほしい／特別教室にエアコンをいれてほしい」等、学校行事や授業改善、生徒指導等に対し意見が出されることで、教職員の学校運営への改善意識が高まるとともに、改善に向けて地域住民等が学校を支援する取り組みにつながっていく。風通しのよい学校運営、家庭・学校・地域の信頼関係の構築にもつながる。

(iii) 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べることができること《任意》

「地域連携の核となる社会教育主事資格者の教員の任用／〇〇部を強化するための教員の任用／小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の任用／地域との連携による学校づくりマネジメント力を発揮する校長の留任」等、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられる。

また、**市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づいて、4つ目の役割を担う。**

(IV) 学校関係者評価を行うこと《必須》

2. 学校関係者評価について

学校評価と一体的に推進できる仕組みとする学校関係者評価を実施する。この内容については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

第14条 3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

附則

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者(当該学校の職員を除く。)」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

これにより学校運営協議会委員が評価を行い、この結果を公開する必要がある。学校運営協議会委員による評価は、学校に数多く足を運ぶため、学校をよく知った上で意見を述べることができる。また、アンケートにとどまらず、学校が地域住民と直接コミュニケーションをとりながら、具体的な議論ができる。さらに、ブロック単位で評価を行うことで、幼保小中連携に関する共通項目の評価ができ充実が図れる。

3. 専門部会について

専門部会については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

(専門部会) 令和4年4月改正

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、第2条ただし書の規定により2以上の学校について一の協議会が置かれた場合にあつては、当該2以上の学校ごとに、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針その他当該学校の運営に関する事項を協議させるための専門部会を置くものとする。

3 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

4 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

これにより、必要があると認められた場合は専門部会を置き、協議を行うことができる。場合によっては、在籍中の児童生徒（児童・生徒会本部役員等）が意見交換として、専門部会に参加できる。

【例】地域部会（地域のボランティア活動の推進や行事への参加）

サポート部会（保護者・地域による学習支援、ボランティア活動）

健全育成部会（挨拶運動などの学校とともに行う活動）

義務教育学校の設置に関する検討委員会

校舎建て替えに関する検討委員会

地域安全整備委員会（地域との連携による見守り活動）

4. 学校運営協議会の情報提供について

学校運営協議会の情報提供については、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

(情報提供)

第13条 協議会は対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

これにより、各幼稚園・学校でホームページを作成し、開催案内や会議資料等を掲載することで、情報を提供していく。また、保護者や地域住民へ「学校だより」等のおたよりを配布し、周知していく必要がある。保護者や地域住民にとって、どのようなことが協議され、どのように学校が動いているのかなど、学校全体の情報を知ることができるよい機会である。また、今後、保護者や地域住民の理解や支援により、地域で児童生徒を育ててもらうためには必要な手段である。

10月 園だより

9月は「市内一斉のあいさつ運動期間」でした。この挨拶運動の推進は、昨年度に引き続き、今年度も4月から、百合台幼稚園を含めた三中ブロック地域の小学校と連携して取り組んでいるものです。これからは「いつでもちかひのひととかわすあいさつ わたしから」のキャッチフレーズのもと、「保護者の方と、友達と、先生と、ご近所の方と」互に気持ちの良い挨拶をしましょう！年少組交通通の協力もありがとうございます。

園に訪れる道路は、外観道路への取付道につながるため、交通量が増えたと感じています。近辺で工事している車庫が停まっている時などは道路が狭い目もあります。「へっぴん」とまっつ「みぎ・ひだり」みぎを歩いてお楽しみしよう！「とびだししませら！ぜったいに」の言葉をもとに、引き続き、園と家庭とで連携し、交通安全指導を進めていきたいと考えています。

年長組は先日「歌の目」に向けて、自分の風姿に書いた手紙と写真をポストに投函しました。地図を見ながら仕入れている場所を探し、ポストに入れたこの手紙はどうやって相手の家まで届くのかなどということにも関心を持っていました。また、その道すがら、秋の木の音やまだ鳴いているセミの声に耳を傾けて「どこにいるんだろう」と感心を寄せていました。近頃は、幼稚園までの道で見つけた虫や秋の花や実を手に握る子どもが増えてきました。園でも、元気に飛ぶトンボや「遊びの花壇」などにいる昆虫、柿の実などにも目を向け、その気づきが友達との共通話題となり、かわりばんこに広がっていく様子も見られています。 先日、プランコが上手に滑るようになった年少児が、長い時間滑ることを楽しんでいる中で、そこから見える空に目を向け、いろいろな顔が浮かんでいることに気づき、隣で滑っている友達との会話が弾んでいるほほえましい場面をみつけました。子どもが様々なことに気づいたり、心を動かしたり、考えたりすることができる「時間と場を保護してあげる」との大切さを改めて感じた場面でした。これらから深まる時々は、のんびりと親子で空を見上げたり、真りの自然の変化に目を向けたり、秋探しをしてみるのも楽しいかもれませんね。

身体を動かすことが心地よい季節になってきました。運動会後も引き続き、広い環境を活用した運動遊びを実施させていきたいと考えています。自分の身体の動きをコントロールできるようになると、転んだり、ケガをしたりすることも少なくなるといわれています。園庭遊びが大好きな百合台こ、かけっこやリレー、ドッジボール、鬼遊び、園庭遊具遊びの・・・繰り返し行う中で、子ども達は身のこなしがうまくなってきているな、と感じています。10月は遠足でのアスレチックや体育館についても、貴重な経験を思い出してほしいと考えています。

園長 田代 美香絵

【思い出めてポストイン】 【ちびっこ虫探し体験】 【年長：リレー準備体操】 【年少：運動会の練習（自分の顔）】

【9月13日 百合台幼稚園にて第3回学校運営協議会が行われました】

部員8名が参加、園長から幼稚園の現状と課題について説明を受け、各委員よりたくさん貴重なご意見をいただきました。10月より1日、川通委員が行っているサークルメンバーによる絵本読み聞かせを行いました。ただ今までのことになりました。協議会は保護者、運動会に向けた取組の子ども一人ひとりの活躍の姿を見ていただくことができ、運動会当日までの更なる成長の姿を楽しみに、園をあとにされました。

3月園だより

園内での「おはようございます」の挨拶から始まる幼稚園の一日。早いもので、今年度の「おはようございます」は残りわずかとなって参りました。園児を持つ子どもたちの顔が、少しずつ変わってきました。入園当初は泣き止まずに離れられなかった年少児が「1番に来た！」と、元気に顔を覗かせるようになったり、お友達の顔を覚えて「一緒に帰ろう」と手をつなぐ姿が見られるようになりました。年長組は、日に日に大きくなっていくクローンやクロッカスの水やりや、芝生等に水をまいたりしています。

先日、年長児のウサギや羊の引越を行いました。いつも「かわいいね」と喜びや生活の中で見ているウサギや「3月からは自分たちが担当するんだ」という嬉しさを、年長児の笑顔や言葉のやり方を真剣に見ている姿が印象的でした。年長児も「わかる！嬉しい！でも、おどけな！」と、驚かし言葉をかけてくれました。

今年度より、第七中学校ブロックとして学校運営協議会に加入しました。公立の中学校が、職員や保護者、地域と共に子どもたちの健やかな成長を支えるための本部組織で、本園は公立幼稚園として全国で初めて連携を行いました。先日の第4回の会議では、後期保護者アンケートを通して1年間の運営振り返り、継続していくことや改善が必要な課題を話し合いました。併せて協議会の開催準備も進められました。少子化の現状の中で、公立幼稚園が地域の中でどう動くか【子育て支援】と【子どもの豊かな育ちのための取り組み】など考えています。2019年度は、3歳児親子のための（こいもっこ）の開催回数を増やして2歳児親子にも対象を広げ、幼稚園を安心して遊べる場・子育て相談の窓口として支援を充実させていく所存です。私たちが職員も、自らの保育内容を振り返り、子どもたちがより元気に楽しく園生活を営めるよう働きかけの向上のための研修を積み、遊びや学びの場を充実させていきます。

園長 池田 佳子

開催報告を「園・学校だより」に掲載

【ホームページ】

市川市立曽谷小学校 Ichikawa Municipal Soya Elementary School

ホーム / 学校運営協議会

メニュー

- ホーム
- 今日の給食
- 学校評価
- 学校運営協議会
- アクセス
- リンク

令和元年度 学校運営協議会だより

令和元年度 学校運営協議会だより

名前	サイズ	更新日
NO3 (令和元年 1 1月) .pdf 35	363 KB	01/10
NO4 (令和元年 1 1月臨時) .pdf 31	213 KB	01/10
NO 1 (令和元年 5月) .pdf 40	409 KB	2019/09/18
NO 2 (令和元年 7月) .pdf 43	293 KB	2019/09/18

市川市立福栄中学校 Ichikawa Municipal Fukuei Junior High School

自主・自立 ~活力と魅力あふれる学校を目指して~

ホーム / 学校運営協議会

- ホーム
- PTA
- 学校運営協議会
- 学校評価

学校運営協議会

学校運営協議会について

市川市立福栄中学校は平成29年度から「学校運営協議会」を設置し、コミュニティスクールとして活動しております。

学校運営協議会

学校運営協議会

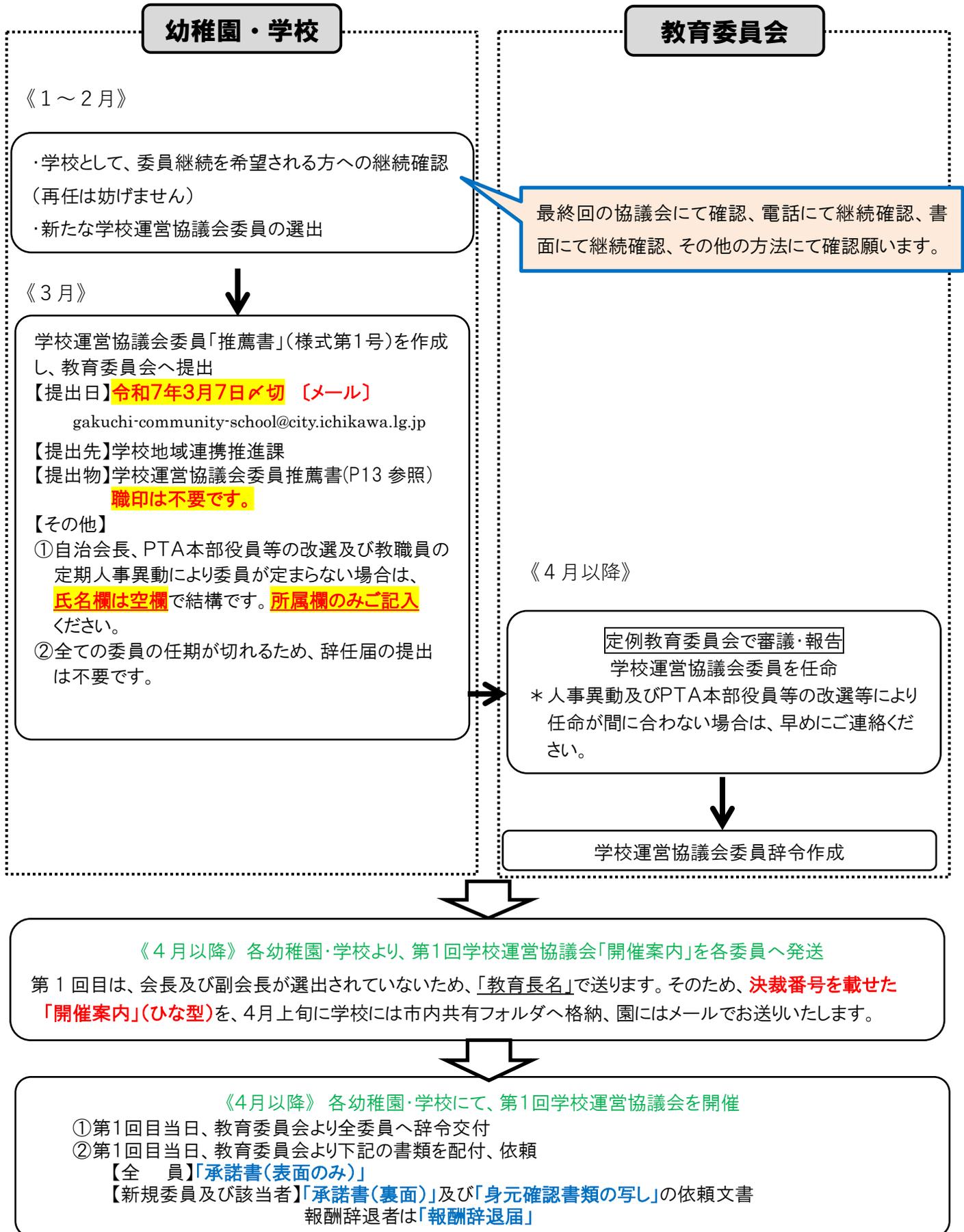
名前	サイズ	更新日
平成30年度	517 KB	2019/09/08
平成31年度	1.30 MB	2019/09/08

ホーム | 学校概要 | 行事予定 | 各種たより | 学校生活 | 生徒会活動 | アクセス

IV. 学校運営協議会委員について

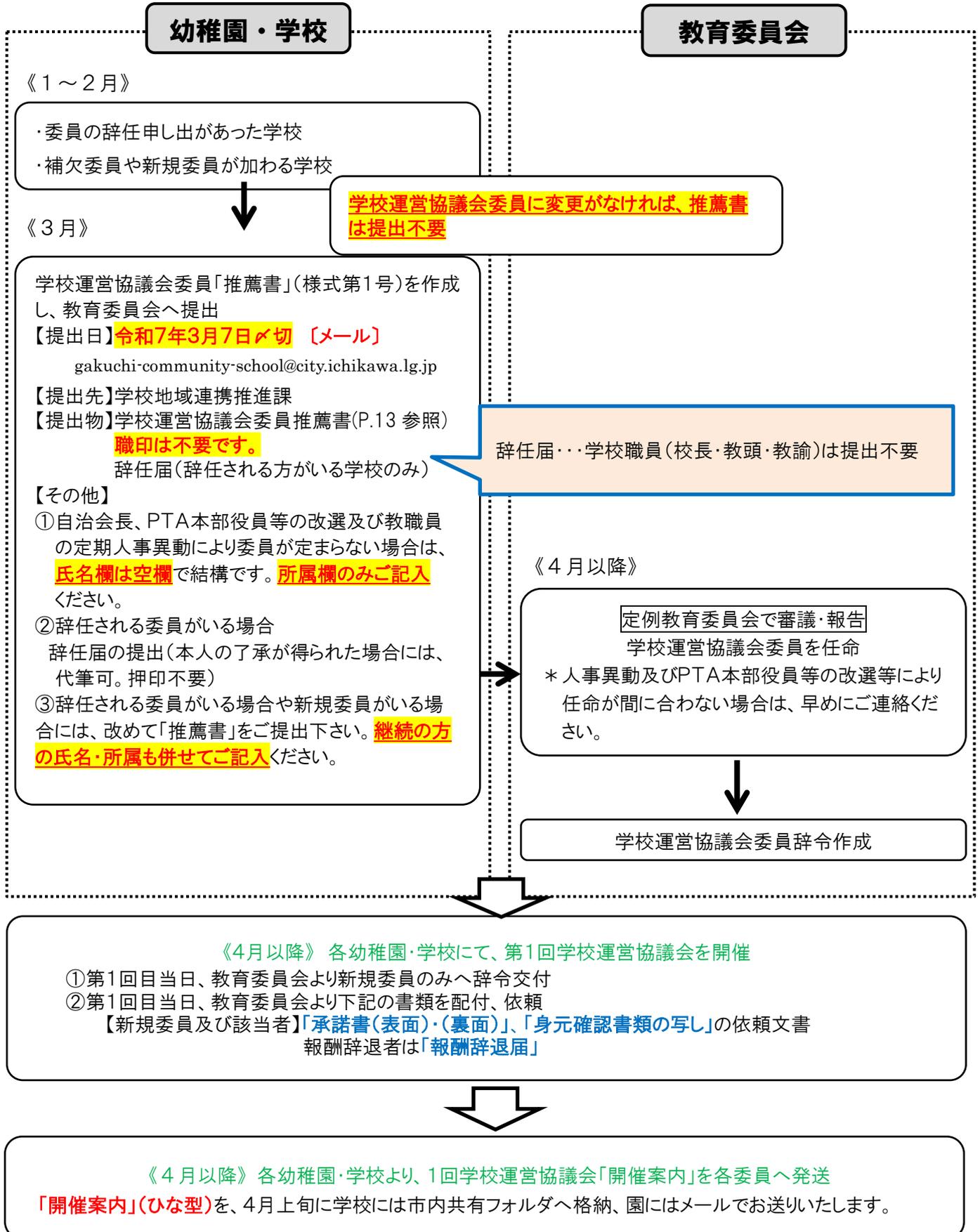
1-①. 学校運営協議会委員の推薦（継続）手続きについて （年度末が任期満了日となる学校）

任期満了に伴う改選及び所属の改選等により、学校運営協議会委員の任命までの流れは次の通りである。



1-②. 学校運営協議会委員の継続手続きについて **(翌年度末が任期満了日となる学校)**

委員より辞任の申し出がある場合には、辞任届の提出が必要となります。また、辞任に伴い、補欠委員を選任する場合や委員定数が15名未満の学校・園において新規委員を追加したい場合には、次期委員の選出（継続手続き）が必要となります。その流れは次の通りである。



2. 学校運営協議会委員の選出について

学校運営協議会委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、**教育委員会が任命する。**

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

（組織） 令和4年4月改正

第4条 **協議会は、委員15人以内で組織する。第2条ただし書の規定により置かれた協議会については、教育委員会が別に定める人数により組織することができる。**

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 **委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**

4 **委員は、再任されることができる。**

5 **委員は、非常勤特別職とする。**

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

第6条 **委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。**

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

これにより、各幼稚園・学校の対応は次のようになる。

☆園長・校長は、委員の任命に関する意見聴取を行い、「推薦書」(様式第1号)(P.13)を作成し、教育委員会へ提出する。

委員の構成については下記を参考に選定していく。

令和5年度 学校運営協議会委員 817名 所属別〔55校・6園分〕 * ()内は人数

【第1号委員(対象学校に係る地域住民)】(319)

自治会(115)、婦人会・敬老会(1)、民生委員児童委員(49)、元PTA等(49)
学校同窓会(5)、学習サポーター・読み聞かせボランティア(6)、子ども会(15)
子ども教室(2)、コミクラ・コミサポ・健全育成会代表(12)、青少年相談員(2)
少年補導員(4)、交通安全推進委員・見守り隊(7)、民間企業・文化振興財団職員等(12)
行政職員〔公民館・図書室〕(7)、社会福祉協議会(4)、防災拠点協議会委員(1)
学校施設開放関係(11)、その他(17)

【第2号委員(対象学校に係る保護者)】(111)

PTA本部役員(96)、元役員・保護者・おやじの会等(15)

【第3号委員(対象学校の運営に資する活動を行う者)】(104)

地域学校協働活動推進員(104)

【第4号委員(学識経験を有する者)】(116)

大学教授・大学職員(6)、現職国立・県立学校職員(15)
現職市立学校・幼稚園・保育園職員(5) 現職私立幼稚園・保育園・学校職員(21)
元市立幼稚園・学校職員(65)、関係機関職員(4)

【第5号委員(対象学校の校長)】(61)

園長・学校長(61)

【第6号委員(対象学校の教職員)】(105)

副校長・教頭(54)、教諭(51)

“地域連携主任”を置き、学校運営協議会委員として出席。
学校運営協議会の運営等に携わる。

【第7号委員(その他教育委員会が適当と認める者)】(1)

生徒会長(1)

☆会長の所属・役職〔内訳〕

元市立幼稚園・学校職員(28校)、現職県立学校職員(5校)、大学教授(3校)
行政職員(1校)、地域学校協働活動推進員(13校)、PTA会長(2校) 元PTA会長(1校)
自治会長(4校)、子ども会(2校、市立保育園園長(1校)、元学校評議員(1校)

- ①委員の構成は、5～15人以内とする。
- ②委員の身分は、**市川市の非常勤特別職**となります。
- ③委員は**守秘義務が課せられている**ため、任期中はもちろんのこと、任期が解かれた後も秘密を漏らしてはならない。また、傍聴者がいる場合においても同様の扱いとする。
- ④情報提供に努めるため、委員の氏名や会議の写真をお便り等で周知願います。
- ⑤第1回目の会議（2年任期の1年目）の際に、委員の中から、**会長（1人）及び副会長（1人）**を選出する。候補者としては、11ページを参考。
- ⑥**異動や改選に伴い園長・校長先生及び教職員、PTA本部役員が定まらない場合は、推薦書は空欄にしておく。**
- ⑦「学校運営協議会委員推薦書」（P.13）を作成するにあたり、委員候補者の所属の表記については、下記の例をもとに記載する。
- ⑧第6号委員（対象学校の教職員）に地域連携の中核を担う教職員として、“**地域連携主任**”を置き、学校運営協議会委員として会議に出席。地域の窓口となり、会議の準備や運営等に携わる。

～ 「学校運営協議会委員推薦書」 所属記載（例）～

- 《第1号委員》 **民生委員児童委員**（民生児童委員という表記は×）
 市川市〇〇〇民生委員児童委員連絡協議会
 〇〇〇〇〇丁目町会 会長 / 〇〇〇〇〇自治会 会長
 市川市立〇〇公民館 館長 / 株〇〇〇〇 店長
- 《第2号委員》 市川市立〇〇小学校 PTA会長
 市川市立〇〇中学校 PTA会計監査
- 《第3号委員》 地域学校協働活動推進員 / 統括的な地域学校協働活動推進員
- 《第4号委員》 **元**市川市立〇〇中学校 校長 / 千葉県立〇〇高等学校 校長
 〇〇〇大学 △△学部 教授
- 《第5号委員》 市川市立〇〇幼稚園 園長 / 市川市立〇〇小学校 校長
- 《第6号委員》 市川市立〇〇小学校 教諭
- ※ 「**前や元**」を所属につける場合は「所属の頭」につけてください。

3. 委員の任期について

- (1) 2年任期が終わる幼稚園・学校の場合 → 全員を任命（辞令交付）
- (2) 残り1年任期がある幼稚園・学校の場合 → 新任のみ任命（辞令交付）

***任期途中で辞任する委員については、「辞任願」（学校職員は不要）を教育委員会へ提出。**

***前任の代わりに委員となる者（前任者の補欠）の任期について、規則では「前任者の残任期間」と定めているため、委員全員の任期終了日は統一される。**

***前任者の補欠でなくても、任期が終わる時期を他の委員と合わせる。**



- (3) 任期の終わりは、すべて“**令和〇年3月31日**”に揃える。

【学校運営協議委員 推薦書(様式第1号)】 幼稚園・学校が作成→教育委員会へ提出

様式第1号 (第5条関係)



令和7年3月 日

市川市教育委員会

市川市立
園・校長

- ・職印なし
- ・学校・市内共有へ提出
- ・園・メールにて提出

学校運営協議会委員推薦書

市川市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条の規定する学校運営協議会委員について、下記の者を推薦します。

	委員 区分	委員氏名	ふりがな	所属 ・ 役職名	新規 委員
1	第1号	八幡 三郎	やわた さぶろう	民生委員児童委員	新任
2	第1号			〇〇自治会 会長	
3	第1号			青少年相談員	
4	第1号			放課後子ども教室スタッフ	
5	第1号			市川五市立〇〇公民館 館長	
6	第2号			市川五市立〇〇〇学校 PTA 会長	新任
7	第2号			市川市立〇〇〇〇支援学校 PTA 会計監査	
8	第3号			地域学校協働活動推進員	新任
9	第3号			地域学校協働活動推進員	
10	第4号			元市川市立小学校 校長	
11	第4号			千葉県立〇〇高等学校 校長	
12	第4号			私立〇〇幼稚園 園長	
13	第5号			市川市立〇〇〇学校 校長	
14	第6号			市川市立〇〇〇学校 地域連携 主任	
15	第7号			市川市立〇〇中学校 生徒会長	新任

★★作成上の注意★★

① 委員氏名
この推薦書に記載された「漢字・ふりがな」がそのまゝ辞令に反映されます。入力の際、お気を付け下さい。

② 第4号委員
退職校長等、市の会計年度職員の方が出勤日と会議が重なった際、会議に参加するのは年休扱いとなります。※ あくまでも個人として委員委嘱であり、業務が違うため。

4. 学校運営協議会委員の報酬について

①市川市学校運営協議会の設置等に関する規則第5条第6項委員の報酬については、次のようになる。

一人につき年額5,000円。

*各委員へは年額5,000円の報酬を支払う。留意事項は下記の通り。

- ◆年度途中で解任した委員は、月割（4月～在任月）で計算した分を支払う。
- ◆出席・欠席した回数にかかわらず、一律5,000円とする。
- ◆但し、1回も出席しない委員については、報酬を支払うことはできない。
- ◆振込時期は年度末（3月下旬）とし、指定の銀行口座へ直接振り込まれる。

②報酬辞退について

委員のご意向で報酬を辞退される場合は、「報酬辞退届」（P.15）を教育委員会へ提出。

***報酬を受け取ることができない委員（例：園・学校長や教職員、市職員、児童生徒など）**

注）対象学校の校長・園長／対象学校の教職員／県立学校教職員／市職員（公民館長・施設長）／再任用教職員（フルタイム勤務）／会計年度職員（フルタイム勤務）のフルタイム勤務の方の報酬については、「市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に、次のように規定されている。

【市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例】

（常勤職員等の特例）

第8条 市長等が他の職を兼ねるとき及び常勤の一般職の職員が特別職を兼ねるときその兼ねる職の給与は支給しない。

これにより、常勤職員に委員報酬を支払えない。⇒報酬辞退届(P.15)の提出は不要。

*児童や生徒が委員となった場合は、「報酬辞退届」を教育委員会へ提出。

*その他、再任用教職員（ハーフタイム勤務）／市の再任用職員（ハーフタイム勤務）／会計年度職員（パートタイム勤務）等については、委員報酬を支払うことが可能です。

5. 学校運営協議会委員提出書類について

- ①『（新規委員用）市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会に係る承諾書』（P.16、P17）
（表面…承諾書、裏面…委員報酬振込先記入用紙・個人番号確認書類）
- ②『（継続委員用）市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会に係る承諾書』（P.18）
（表面のみ…承諾書）

報酬の支払いに伴い、教育委員会で“源泉徴収票”作成の事務手続きを行うため、新規委員の方へ下記の「個人番号 [マイナンバー] の提供について」の文書を新規委員へ、**第1回目の学校運営協議会で配付。**

↓

個人情報にかかわる書類のため、教頭先生に窓口となって頂き、回収をお願いいたします。

↓

全員分の書類が揃い次第、教育委員会へ提出

- 《提出書類》 ◇市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会に係る承諾書
- ・新規委員…両面の書類(P. 16、P17)
 - ・継続委員…表面のみの書類(P. 18)
- ◇報酬辞退届（該当者のみ）(P. 15)

令和 年 月 日

市川市教育委員会

教育長 田中 庸惠 様

学校運営協議会委員報酬辞退について

③辞任に伴う報酬の支払いについて

【任期の途中（年度の途中）で辞任をする場合】

委員報酬は、下記の計算方法により、月割で支払われる。（4月～在任月まで）

月割支払いの計算方法について

年額5,000円÷12ヵ月=416.666…円（端数切り捨て）

月額416円×_____ヵ月分=_____円にあてはめる。

《例：7ヵ月分（4月～10月）支払いの場合》→416円×7ヵ月分=2,912円

※さらに源泉徴収税額を差し引いた分が支給額となる。付け足し源泉徴収税額

市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会に係る委員承諾書

令和 年 月 日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵 殿

さきに依頼のありました、市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会委員について承諾します。

【学校運営協議会委員確認事項】（市川市学校運営協議会の設置等に関する規則より抜粋）

・内容をご確認の上、□にレ点を入れてください。

- (委員) 委員の身分は、市川市の非常勤特別職となります。
- (守秘義務) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
- (情報提供) 委員の氏名や会議の写真をお便り等に掲載し、広く周知することがあります。

住 所	自宅・勤務先（どちらかに○印） 〒	フリガナ	
		氏 名	
勤 務 先		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話 番 号	【自宅】 【携帯】	メール アドレス	

委員報酬支払対象の確認（該当する箇所にレ点を入れてください）

- ①対象学校もしくは県立学校の校長・教頭・教諭・再任用職員（フルタイム勤務）
- ②市の常勤職員・再任用職員（フルタイム勤務）・会計年度職員（フルタイム勤務）
- ③何らかの理由により報酬を辞退される方 → ※別紙「報酬辞退届」の提出をお願いします。
- ④県立、市立学校の再任用職員（ハーフタイム勤務）
- ⑤市の再任用職員（ハーフ勤務）、会計年度職員（パートタイム勤務）
- ⑥上記①～⑤に該当しない方

(1) 上記の①～③に該当する方は、報酬支払対象外となります。

※個人番号確認書類の添付（裏面の添付・記入）は必要ございません

(2) 上記の④～⑥に該当するため、報酬支払対象者となります。

※ 1 委員報酬振込先口座記入用紙（裏面）記入

※ 2 個人番号確認等書類を裏面に添付

* ご提出いただきました承諾書等に記載されました個人情報や個人番号確認書類は、市川市個人情報保護条例に従って適切に管理するとともに、本協議会の運営のためだけに利用いたします。

【委員報酬振込先口座記入用紙】及び【個人番号確認書類貼付台紙】

A. 学校運営協議会委員報酬の振込先を下記のどちら一方にご記入ください。

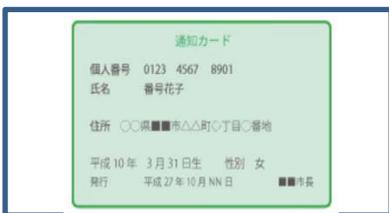
どちらか一方にご記入下さい	口座名義(カナ)				セイ)				メイ)					
	金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)				支店名				分類		口座番号 (右詰めでお書きください)			
									1 普通					
	金融機関 コード				支店 コード				2 当座					
口座名義 (カナ)				セイ)				メイ)						
ゆうちょ銀行				店名 (漢数字 3 文字)				分類		口座番号 (右詰めでお書きください)				
9 9 0 0								1 普通						
								2 当座						

B. 個人番号の番号確認・本人確認のため、下記1、2、3のいずれかをコピーしてカットの上、これより下に貼り付けて下さい。貼り付け位置の指定はございません。(コピーが入らない場合は、別紙でも構いません)

1. 「個人番号カード (顔写真付き)」のコピー (表と裏)



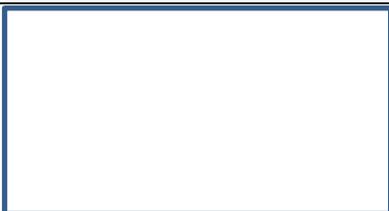
2. 「マイナンバー通知カードのコピー」もしくは「マイナンバー入り住民票」と「身分証 (顔写真付)」コピー



【身分証 (顔写真付き)】

- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・旅券 (パスポート)
- ・住民基本台帳カード (写真付き)
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・公的機関が発行した写真付き資格証明書 (氏名、住所、生年月)

3. 「マイナンバー通知カードのコピー」もしくは「マイナンバー入り住民票」と2種類の「身分証 (顔写真なし)」コピー



【身分証 (次の中から2種類)】

- ・健康保険証 (表面及び裏面)
- ・国民年金手帳 (表面及び裏面)
- ・国税、地方税、社会保険料、公共料金領収書の写し
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書

※転居等により記載内容の変更がある場合は、変更後の面もコピーの上、添付してください。

【継続委員用】（昨年度までに個人番号確認書類等提出済みの方）

市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会に係る委員承諾書

令和 年 月 日

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵 殿

さきに依頼のありました、市川市立〇〇学校・幼稚園学校運営協議会委員について承諾します。

【学校運営協議会委員確認事項】（市川市学校運営協議会の設置等に関する規則より抜粋）

・内容をご確認の上、□にレ点を入れてください。

- （委員）委員の身分は、市川市の非常勤特別職となります。
- （守秘義務）委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
- （情報提供）委員の氏名や会議の写真をお便り等に掲載し、広く周知することがあります。

住 所	自宅・勤務先（どちらかに○印） 〒	フリガナ	
		氏 名	
勤 務 先		生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日
電 話 番 号	【自宅】 【携帯】	メー ル ア ド レ ス	

委員報酬支払対象の確認（該当する箇所にレ点を入れてください）

- ①対象学校もしくは県立学校の校長・教頭・教諭・再任用職員（フルタイム勤務）
- ②市の常勤職員・再任用職員（フルタイム勤務）・会計年度職員（フルタイム勤務）
- ③何らかの理由により報酬を辞退される方 → ※別紙「報酬辞退届」の提出をお願いします。
- ④県立、市立学校の再任用職員（ハーフタイム勤務）
- ⑤市の再任用職員（ハーフ勤務）、会計年度職員（パートタイム勤務）
- ⑥上記①～⑤に該当しない方

（1）上記の①～③に該当する方は、報酬支払対象外となります。

※個人番号確認書類の添付（裏面の添付・記入）は必要ございません

（2）上記の④～⑥に該当するため、報酬支払対象者となります。

※1 委員報酬振込先口座記入用紙（裏面）記入

※2 個人番号確認等書類を裏面に添付

*ご提出いただきました承諾書等に記載されました個人情報や個人番号確認書類は、市川市個人情報保護条例に従って適切に管理するとともに、本協議会の運営のためだけに利用いたします。

見本

本人確認書類一覧

1. 番号確認（マイナンバー確認）のための書類

こちらから1点お選びください。

次に掲げる書類のうち、いずれか1つ

- 通知カードの写し
- 住民票の写し（マイナンバーの記載されたもの）
- 住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載されたもの）
- 個人番号カードの写し（表面及び裏面）※

※「個人番号カード」は、「番号確認」及び「身元（実在）確認」の両方を行うことができることから、同カードの場合は、下記2の「身元（実在）確認のための書類」の提出は必要ありません。

2. 身元（実在）確認のための書類

こちらからも（1）の場合は1点、（2）の場合は2点お選びください。

（1）の提出を原則とし、（1）の提出が困難な場合は、（2）によることとする。

（1）次に掲げる書類のうち、**いずれか1つ**

- 運転免許証（住所変更されている場合は、表面及び裏面）の写し
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）
- パスポートの写し
- 住民基本台帳カード（写真付きのものに限る）の写し
- 身体障害者手帳の写し
- 在留カードの写し
- 特別永住者証明書
- 写真付き資格証明書（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されており、提出時において有効なものに限る）の写し
(例：船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等)
- 税理士証票（提出時において有効なものに限る）の写し

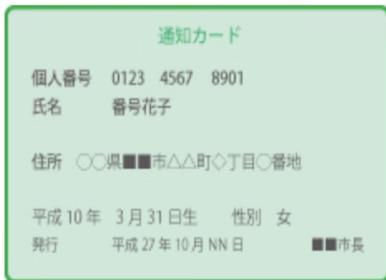
（2）次に掲げる書類（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているものに限る）のうち、**いずれか2つ**

- 医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証の写し（いずれも表面及び裏面）
- 国民年金手帳の写し（表面及び裏面）
- 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書の写し
- 納税証明書
- 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本又は抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書（いずれも提出時において発行された日から6か月以内のものに限る）

□ 母子健康手帳（発給された日から6か月以内のものに限る）の写し
提出書類につきましては、下記をご参照ください。

【例】

**(1)通知カードの方は、上記の身元確認書類（1～2点）をあわせてご提出
ください。**



写真付き書類の場合… 1点

運転免許証の写し
パスポートの写し
住民基本台帳カードの写し など
※有効期限をご確認ください

または

写真なし書類の場合… 2点

保険証の写し
国民年金手帳の写し
住民票の写し など

**(2)個人番号カードの方は、表面・裏面の写しのみご提出ください。
(運転免許証等の身元確認書類の提出は必要ありません)**



個人番号（12桁の数字）がはっきりとわかるようにコピーをおとり下さい。

見 本

事 務 連 絡
令和〇年〇〇月〇〇日

学校運営協議会委員 様

市 川 市 教 育 委 員 会
学 校 地 域 連 携 推 進 課

個人番号の提供について（依頼）

日頃より、本市の教育施策について、ご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第3項の規定に基づき、「給与支払報告書及び源泉徴収票」を作成する事務において、個人番号（マイナンバー）を利用することから、個人番号を提供していただく必要があります。

つきましては、下記のとおり個人番号の提供及び関係書類の提出をしていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 ご提供いただく書類（次の(1)または(2)のいずれか）

- (1) 「通知カードの写し」及び「身元（実在）確認書類の写し」
（別添「本人確認書類」をご参照いただき、必要書類のご選択をお願いします）
- (2) 個人番号カードの写し（表面及び裏面）

2 提供方法

市川市立〇〇学校・幼稚園 学校運営協議会へのご出席時にご持参ください。

3 管理保管

ご提供いただきました個人番号等の関係書類及びこれに係る個人情報につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律並びに市川市個人情報保護条例及びマイナンバー安全管理措置マニュアルに従って適正に管理保管いたします。

【お問い合わせ先】

市川市教育委員会 学校地域連携推進課
担当：〇〇 〇〇 電話 047-383-9386

6. 学校運営協議会委員の辞任について

委員の職を辞退する場合には、下記の「辞任願」を教育委員会へ提出。

※但し、学校職員（校長・教頭・教諭）は提出不要

<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 24px; font-weight: bold;">見 本</div>
令和 年 月 日
市川市教育委員会 教育長 田中 庸惠 様
辞 任 願
今般都合により市川市立〇〇学校学校運営協議会委員の職を辞任いたしたくお届けします。
市川市〇〇学校学校運営協議会委員

V. 学校運営協議会の招集及び開催について

学校運営協議会の招集については、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に、次のように規定されている。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

これにより、**第1回目の招集は教育長名**で、**第2回目以降は会長名**で招集する。（第1回目の会議で会長を選出するため、初回は教育長名で開催通知を発送する。）

【第1回開催通知（教育長名）】

見 本

学校運営協議会委員 様

市川第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

市川市教育委員会

教育長 田中 庸恵

会長が決まっていないため教育長名

令和〇〇年度 第1回学校運営協議会の開催について

〇〇の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市教育行政並びに〇〇小学校・幼稚園の学校運営につきましては、ご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、平成〇〇本年度より家庭・学校・地域が一体となり、学びや育ちを支える環境づくりの推進を図るために、〇〇小学校・幼稚園を「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」といたしました。

つきましては、公私共にご多忙なことと存じますが、貴職に学校運営協議会委員への就任をお願い申し上げます、学校運営へのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和〇〇年度第1回学校運営協議会を下記の通り開催いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分より

2 場 所 市川市立〇〇小学校 〇〇室

3 内 容 〇委員の任命

〇令和〇〇年度の学校運営について（基本方針の承認及び意見）

4 その他

- ・ご都合が悪く、ご欠席をされる場合には、学校（担当 〇〇）へご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

市川市立〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇 教頭 〇〇 〇〇

【第2回以降開催通知（会長名）】

見 本

学校運営協議会委員 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇小学校学校運営協議会
会 長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度 第〇回学校運営協議会の開催について

〇〇の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和〇〇年度第〇回学校運営協議会を下記の通り開催いたします。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分より

2 場 所 市川市立〇〇小学校 〇〇室

3 協議及び報告内容

-
-
-

4 その他

- ・ご都合が悪く、ご欠席をされる場合には、学校（担当 〇〇）までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

市川市立〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇 教頭 〇〇 〇〇

電話：047- - Fax：047- -

VI. 学校運営協議会の運営方法について

1. 年間計画の立て方及び協議・報告内容について

運営単位や学校運営協議会の運営方法については、次のように定める。

- ①学校運営協議会は、各幼稚園・学校に設置する。
- ②合同開催する際の運営単位は、中学校ブロック単位となる。理由としては、市川版コミュニティ・スクールを充実化させるためには、学校運営協議会と地域学校協働本部（中学校ブロック毎に設置）が両輪として駆動する（一体的な推進）ことが必要であるためである。（子どもたちに必要なことを協議・検討（協議会）し、地域にある様々な団体と連携して教育活動をサポート（本部）する。）
- ③市川市の「審議会等の会議の公開に関する指針」には、本市における会議は公開すると定められているため、この協議会についても原則“公開”とする。
- ④協議会の開催時期や回数については、各幼稚園・学校、中学校ブロックの実態に合わせて開催する。また、合同協議会の会場については、そのブロックに応じて決定する。

【例】・年間を通じて中学校を会場とする場合

- ・毎回、各幼稚園・学校を持ち回りで会場とする場合
- ・個別に行う場合と中学校ブロック単位で開催する場合

《5月》各幼稚園・学校開催 《7月》中学校ブロック開催 《9・12・2月》各幼稚園・学校開催

学校運営協議会委員を学校行事等へ招待。例)運動会・合唱祭・周年行事等(学校運営の視点で、実際に児童生徒の様子を参観していただく)

【例】 学校運営協議会 年間計画 (内容の赤字は必須事項)

年	月	日	曜	時間	会場	学校運営協議会	内 容
5	5	21	月	16:00	各幼稚園 各学校	第1回 学校運営協議会	○委員の任命 ○会長及び副会長の選出 ○協議 ・学校運営の基本方針の承認及び意見 ○報告
	7	5	金	13:30	〇〇中学校	第2回 学校運営協議会 (ブロック開催)	○協議 ・幼小中の連携について ・夏休みの過ごし方について ・地域学校協働本部の活動について ○報告
	9	19	木	11:00	各幼稚園 各学校	第3回 学校運営協議会	◇授業参観 ○協議 ・前期評価について ○報告 ◇給食試食
	12	6	金	13:30	各幼稚園 各学校	第4回 学校運営協議会	◇授業参観 ○協議 ・教職員の任用について ・地域学校協働本部の活動について ○報告
6	2	7	金	16:00	各幼稚園 各学校	第5回 学校運営協議会	○協議 ・学校関係者評価について ・次年度の学校運営方針について ○今年度のまとめと次年度に向けて ○報告

⑤市川市の規則で定めている学校運営協議会の議事内容は、次のとおり規定されている。

1. 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する《必須》

➡園・学校長が協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。

2. 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる《任意》

➡「挨拶の指導に力を入れてほしい」「校舎のバリアフリー化を進めてほしい」等、学校行事や授業改善、生徒指導、教育環境等について意見を述べる。

家庭・学校・地域連携の視点から情報や意見の交換を行う。【コミサポ委員会の目的】

少年の健全育成を図るための意見交換を行う。【少年健全育成会議の目的】

3. 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる《任意》

➡「地域連携の核となる社会教育主事資格者の教員の任用」「〇〇部を強化するための教員の任用」「小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の任用」等、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられる。

4. 学校関係者評価を行う《必須》

➡学校運営協議会において、学校評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表する。
【評議員の目的】

これにより、必須事項である2つの事項については、年間計画に位置付けて協議を行う。

2. 教職員の任用について

教職員の任用に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第4節 学校運営協議会

第47条の5

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則】

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。）
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

これにより、学校運営方針のもと、目標やビジョンに沿って、〇〇学校を活性化させていくために、教職員の任用について教育委員会に意見を述べる事が可能。ただし、「特定の職員の任用に関する事項を除く」と定めているため、個人的な名前は出せない。

《協議の進め方》

- ①（必要に応じて）教育委員会より主旨説明
- ②園長・校長より学校運営に基づいた説明
- ③委員による協議
- ④まとめ（会長）
- ⑤後日、「教職員の任用に関する意見書」を教育委員会へ提出

《「教職員の任用に関する意見書」提出日及び提出先》

【幼稚園】提出日：「自己申告書」提出日と同日 提出先：教育総務課

【小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校】提出日：1月上旬頃「個人調査票」提出日と別日になります。

提出先：義務教育課（原本）

学校地域連携推進課（メール）

協議を踏まえて意見書を作成



令和 年 月 日

市川市教育委員会

見 本

〇〇小学校学校運営協議会

会 長 ○ ○ ○ ○ ○ ④

会長の私印

令和〇〇年度 教職員の任用に関する意見書

市川市立〇〇小学校は、学校運営協議会を設置している学校として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第7項及び市川市学校運営協議会の設置等に関する規則第12条の規定により、令和〇〇年度の教職員の任用について下記の通り意見いたします。

1. ……を持つ教職員の任用。

文末は、
「……教職員の任用」
という表現で統一

Ⅶ. 学校運営協議会開催までの流れ

各委員へ開催案内（依頼文書）送付

会議の招集は会長が行います。しかし、第1回目の開催案内を送付する時点では会長が決定していないため、**教育長名**で各幼稚園・学校より依頼文書を発送します。（→p.23 参照）
 第2回目以降は**会長名**で発送。（→p.24 参照）

ホームページ開設（開催告知）

「学校だより」による開催告知

「市川市学校運営協議会設置等に関する規則第13条」の規定により、学校運営協議会を保護者・地域住民等に広くお知らせしていくため、ホームページ内に“コミュニティ・スクール（学校運営協議会）”のページの開設をお願いいたします。

一例として下記に塩浜学園のものを掲載しましたが、レイアウト等の指定はありませんので、各幼稚園・学校にお任せいたします。なお、教育委員会の“コミュニティ・スクール”のページからもリンクさせていただいておりますのでご了承下さい。地域の方への周知方法として、ホームページ以外に「園・学校だより」等に記載し配付することで、自治会の回覧板や掲示版等を利用して広めていただくこともできますのでお願いいたします。

【例】

学校運営協議会は、保護者や地域住民の方々の傍聴が可能ですので、協議会当日、**13時10分～13時20分**の間に、直接会場へお越し下さい。なお、ご来校の際は、**スリッパ等の履き物**をご持参下さい。

学校運営協議会開催日時

回	開催日	開始時刻	会場	関係資料	たより
1	6月4日(土)	13時30分	前期課程校舎 図書室	1 次第(PDF196KB) 2 年間計画(PDF180KB) 3 委員名簿(PDF188KB) 4 学校要覧(PDF91KB) 5 コミュニティ・スクールについて(PDF231KB)	こちらからご覧ください (PDF546KB)
2	7月23日(土)	13時30分	前期課程校舎 図書室	1 次第(PDF190KB) 2 はまっこらぶ・はまっこサポートについて (PDF562KB)	こちらからご覧ください (PDF616KB)
3	9月24日(土)	15時00分	前期課程校舎 図書室	1 次第(PDF186KB)	こちらからご覧ください (PDF535KB)
4	12月10日(土)	13時30分	前期課程校舎 図書室	1 次第(PDF195KB) 2 教職員の任用について(PDF408KB)	こちらからご覧ください (PDF611KB)
5	2月18日(土)	13時30分	前期課程校舎 ※	後日掲載します	後日掲載します

※2月18日(土)開催の第5回学校運営協議会の会場につきましては、**当日お知らせいたしますので、前期課程校舎へお越し下さい。**

日時・会場等を掲載する

会議資料は、公開できるものだけを、協議会が終わるごとに掲載する

会長との事前打ち合わせ

当日の進行が円滑に進むよう、会長と事前に会議次第や議事内容の打ち合わせを行ってください。

事前準備

- 【準備するもの】
- 会議資料（傍聴者分も用意）
 - 委員ネームプレート
 - 委員吊り下げ名札
 - 傍聴受付名簿

学校運営協議会開催

会長（副会長）を議長として進めていきます。また、協議会の内容については、おたより等を通して情報提供していくため、記録をお取りください。

第1回学校運営協議会 会議次第（例）

- 協議会委員任命書交付
- 会長・副会長の選出
- 年間予定
- 令和〇〇年度学校運営方針についての承認及び意見
- など

【傍聴者について】 *受付名簿を準備
傍聴者がいる場合、学校運営協議会委員と同様に守秘義務が課せられますので、その旨を協議会の中でお伝え下さい。特に個人情報等を含む資料の取り扱いには
ご注意ください。

会議資料をホームページへ掲載

資料を精選し、ホームページへの掲載をお願いいたします。すべての会議資料を掲載する必要はありませんので、公開できる資料の掲載をお願いいたします。

おたよりを作成し、発行・配付・ホームページへ掲載

「市川市学校運営協議会設置等に関する規則第13条」の規定により、保護者や地域の方、市内の学校等へ情報を発信し周知していく必要があるため、「どのようなことが協議され、どのように学校が動いているのか」など、学校全体の情報をお知らせするよい機会であります。

保護者や地域の方にご理解・ご支援をいただき、児童生徒を多くの大人で育てていくためのひとつの手段となりますのでよろしくをお願いいたします。

「学校運営協議会だより」の配付は、学校だより同様、地域の方（自治会等）への配付もお願いいたします。

各委員へ開催案内（依頼文書）送付

ホームページ更新（開催告知掲載）

これ以降は、同じ流れで進めて下さい。

Ⅷ. 学校運営協議会に係る資料

◆学校運営協議会委員に関する書類については、以下の通りです。

- ①学校運営協議会委員推薦書（→p. 13 参照）
- ②学校運営協議会に係る委員承諾書 新規委員用〔両面〕（→p. 16, 17 参照）
- ③学校運営協議会に係る委員承諾書 継続委員用〔片面〕（→p. 18 参照）
- ③学校運営協議会委員報酬辞退について（→p. 15 参照）
- ④辞任願（→p. 22 参照）
- ⑤開催通知（→p. 23, 24 参照）

◆学校運営協議会で用いる資料については、以下の通りです。

- ⑥会議次第（→p. 31 参照）
- ⑦学校運営協議会委員名簿（→p. 32 参照）
- ⑧年間計画（→p. 33 参照）
- ⑩傍聴受付簿（→p. 34 参照）
- ⑪教職員の任用に関する意見書（→p. 27 参照）

◆上記を含む学校運営協議会で用いる各資料について（データ）

各小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

保存場所：市内共有→令和6年度→【学校地域連携推進課】学校運営協議会 関係資料
（上記保存場所よりコピーの上、ご活用ください）

各幼稚園

4月上旬園長先生及び教頭先生宛てに「R6 学校運営協議会 関係資料」をメールで送付

【会議次第】

会議次第の裏面に『委員確認事項』と『委員名簿』を添付して下さい。

令和〇〇年度 第〇回〇〇小学校 学校運営協議会

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分
市川市立〇〇学校・幼稚園 〇〇室

次 第

- 1 あいさつ 市川市立〇〇学校長・園長 〇〇 〇〇
- 2 委員の任命
- 3 自己紹介
- 4 会長・副会長の選出及びあいさつ
- 5 協議
(1) 令和〇〇年度学校運営についての基本方針の承認及び意見
(2)
- 6 報告及び意見交換
(1)
(2)
- 7 その他
(1) 第2回〇〇小学校学校運営協議会及び年間計画について
(2)

【第2回学校運営協議会開催日時】

日時：令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午前△△時より

会場：市川市立〇〇学校・幼稚園 〇〇室

* 次回の学校運営協議会にお越しの際、本日本配りした下記の書類をご持参ください。

「承諾書（表面）」

(該当者のみ)「承諾書（裏面）(振込先口座記入用紙・マイナンバーに関する書類)」

会議次第の裏面に、下記『委員確認事項』と『委員名簿』を添付して下さい。

【学校運営協議会委員名簿】

【〇〇学校・幼稚園 学校運営協議会委員確認事項】

(市川市学校運営協議会の設置等に関する規則より抜粋)

- (委員) 委員は、市川市の非常勤特別職となります。
- (守秘義務) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

	委員区分	委員氏名	所属
1	対象学校に係る地域住民		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8	対象学校に係る保護者		
9			
10	対象学校の運営に資する活動を行う者		地域学校協働活動推進員
11			地域学校協働活動推進員
12	学識経験を有する者		
13			
14	対象学校の校長 (5号)		市川市立
15	対象学校の教職員 (6号)		市川市立

【年間計画】

令和〇〇年度 〇〇小学校学校運営協議会 年間計画

2024/04/01 現在

年	月	日	曜	時間	学校運営協議会	内 容
5	5	21	月	16:00	第1回 学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員の任命 ○会長及び副会長の選出 ○学校運営の基本方針承認及び意見
	7	5	金	10:30	第2回 学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観・給食試食 ○前期評価の方法について ○夏休みの過ごし方について ○地域学校協働本部の活動について
	9	19	木	15:00	第3回 学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○前期評価について
	12	6	金	16:00	第4回 学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の任用について ○地域学校協働本部の活動について
	6	2	7	金	16:00	第5回 学校運営協議会

【傍聴受付簿】

令和 年 月 日

第 回学校運営協議会 傍聴受付簿

	氏 名	住 所（町名までご記入ください）	備 考
例	市川 五郎	市川市八幡	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【資料】市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項、第4項、第7項及び第10項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に、協議会を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合に該当するときは、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。ただし、第2条ただし書の規定により置かれた協議会については、教育委員会が別に定める人数により組織することができる。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤特別職とする。

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(専門部会)

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、第2条ただし書の規定により2以上の学校について一の協議会が置かれた場合にあっては、当該2以上の学校ごとに、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針その他当該学校の運営に関する事項を協議させるための専門部会を置くものとする。

3 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

4 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(情報提供)

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条に規定する指定学校については、同条の規定により設置された当該指定学校の学校運営協議会において前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表するものとする。

第13条の4中「第13条の2第1項」の次に「及び前条」を加え、「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削る。

附 則（平成29年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月6日教育委員会規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する指定学校に置く学校運営協議会並びに旧規則第5条第1項の規定

により任命された委員及び旧規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「新規則」という。）別表に掲げる学校に置く学校運営協議会並びに新規則第5条第1項の規定により任命された委員及び新規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者とみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新規則第5条第3項の規定にかかわらず、旧規則第5条第1項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正）

4 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「第2条に規定する指定学校」を「別表に掲げる学校」に、「同条の規定により」を「当該学校に」に改め、「当該指定学校の」を削る。

附 則（平成30年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月9日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月8日教育委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月8日から施行する。

（市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正）

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

附 則（令和2年9月7日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

コミュニティ・スクール Q&A

*各質問の後ろに“【 】”が記載されている場合は、ガイドラインの項目に対応しています。

コミュニティ・スクールについて

Q. コミュニティ・スクールとは？【Ⅰ・Ⅱ】

A. “学校運営協議会”を設置している学校のことを指す。

Q. 法律や規則は定められているの？【Ⅱ・資料1】

A. 国では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に定められており、これを受けて市川市でも、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」を設けている。

Q. なぜ、国はこのような方向性を出したの？【Ⅰ】

A. 子どもたちを育てるには、家庭だけ学校だけではなく、家庭や学校、地域住民等が一体となって育むことが大切であるとされ、“地域とともにある学校”へと転換していく方向性が出されたため。

Q. 学校運営協議会を設置するだけで、子どもたちを育むための支援活動になるの？【Ⅰ】

A. 学校運営協議会と併せて“地域学校協働本部”の整備も必要とされている。

Q. 「市川版コミュニティ・スクール」とは？

A. 「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」の2つの組織が設置された学校や地域のことを「市川版コミュニティ・スクール」と呼び、地域と学校の連携・協働体制の充実を図るもの。

学校運営協議会について

1. 学校運営協議会の概要

Q. 学校運営協議会とは？【Ⅱ-1】

A. 保護者や地域の方が、一定の権限を持って学校運営に参画する仕組みのこと。“参加”ではなく“参画”なので重要な役割を担う。

*参画とは…（政策や事業などの）計画に加わること。[広辞苑より]

Q. 学校運営協議会はどのような学校に設置されるの？【Ⅱ-2】

A. 平成29年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正・施行され、教育委員会に対する学校運営協議会設置が努力義務化された。→全国全ての公立学校に設置

Q. 具体的に市川市では、学校運営協議会はどのような学校に設置されているの？【Ⅱ-3】

A. 市立幼稚園（6園）・小学校（38校）・中学校（15校）・義務教育学校（1校）・特別支援学校（1校）に設置。[6園・55校]

Q. 学校運営協議会の内容（役割）とは？【Ⅲ】

A. ①《必須》園長・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。これは必須事項のため必ず行う。多くの幼稚園・学校では、第1回学校運営協議会で協議されている。

②《任意》学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる。

③《任意》教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。あくまでも任用に関してだけであるため、辞めさせたいなどの意見は受け入れられない。

④《必須》学校関係者評価を行う。

Q. 幼稚園・学校評議員と学校運営協議会委員の役割の違いは？

A. 幼稚園・学校評議員は、園長・校長の求めに応じて意見を述べる個人であるものに対し、学校運営協議会委員は、学校運営について協議をする機関〔合議体〕であるという違い。

Q. コミュニティサポート委員会との違いは？

A. 子供たちを中心に置き、家庭・学校・地域の連携・協働を一層推進し、力を合わせて子供たちの成長を支えていくためのツールとしては同じものである。ただし、学校運営協議会は、非常勤特別職の地方公務員という身分で一定の権限を持ち、協議や熟議を行うため、責任が課せられる。また、合議体であるため、委員の人数に制限を設けていることや学識経験者が入るなど、子供たちのために深い話し合いを行い、より一層学校の応援団としての役割を担う。

2. 教職員の任用に関する意見について

Q. 人事に関する内容なので、できれば協議したくない。絶対に議題にあげなければいけないのか？

【VI-2】

A. いいえ。任意事項のため、幼稚園・学校の実態に合わせてよい。

Q. 人事に関する内容を地域住民や保護者に話すのは抵抗があるが、そのあたりは大丈夫？【VI-2】

A. 学校運営協議会委員には守秘義務が課せられている。

Q. 人事に関してどのあたりまで話をすればよいのか？【VI-2】

A. 園長・学校長判断でよい。多くの学校では、教職員数、年齢構成、正規職員と講師（非常勤）の割合、年度末退職・異動対象予定数、現状の課題等について学校運営の基本方針をもとに、園長・校長先生の求める教育像を提示いただく。その後、協議が行われている。

Q. 協議中に混乱が生じることは？【VI-2】

A. 今までに一度もない。多くの委員が、園長・校長先生が求める教員像に賛同している。

Q. 「意見書」を提出したあとの回答については？【VI-2】

A. 教育委員会からの回答はない。そのため、新聞発表や次年度の「園・学校だより」（教職員紹介）より、回答にかえさせていただく。

3. 学校運営協議会委員について

Q. 学校運営協議会は何名で構成されるの？【IV-2】

A. 市川市の規則により、15名以内で構成される。ただし小中一貫校のように2以上の学校で一の協議会を置く場合には「15名以内×一の協議会を構成する学校・園数」で構成される。

Q. 学校運営協議会委員は、15人揃わないといけないの？

A. いいえ。

Q. 学校運営協議会委員の任期はどのくらい？【IV-2】

A. 任期は2年以内。再任されることができる。

Q. どのような人が学校運営委員に選ばれるの？【IV-2】

A. 第1号委員～第7号委員に区分される。

①対象学校に係る地域住民／②対象学校に係る保護者／③対象学校の運営に資する活動を行う者／
④学識経験を有する者／⑤対象学校の校長／⑥対象学校の教職員／⑦その他教育委員会が適当と認める者

Q. 委員は誰が選ぶの？【IV-1-①、②】

A. 園長・校長を中心に委員候補者が選出される。

Q. 委員の任命は誰がするの？【IV-1-①、②】

A. 教育委員会で毎月開かれている定例教育委員会で諮り、承認が得られたのち、教育委員会が任命する。

Q. 委員の身分は？【IV-2】

A. 教育委員会が任命するため、“非常勤特別職の地方公務員”となる。そのため、任期中はもちろん、任期が解かれた後も守秘義務が課せられる。

Q. 委員候補者の手続きは？【IV-1-①、②】

A. 学校は、委員候補者に内諾を得たのち「推薦書」を作成し、教育委員会事務局へ提出する。「委員承諾書」は、第1回目の会議の際に教育委員会事務局より配付。

Q. 他園・学校との兼任はできるの？

A. 原則はできない。理由としては「地域とともにある学校」として地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、より多くの人たちが関わり合い、地域全体で子どもたちの学びを展開していく持続可能な地域・環境を整えていくことを目指しているため。

しかし令和4年度より「第4号委員（学識経験者）のみ2校まで兼任可能」となった。ただし多忙化解消等の観点から「現職の校長や教職員は兼任することはできない」。また学校運営協議会・会長は1校でしか務めることはできない。

Q. 委員から辞任の申し出があった場合は？【IV-7】

A. 園・学校は、速やかに教育委員会事務局に連絡をする。また、対象委員へは「辞任願」を渡し回収する。その後、教育委員会事務局へ提出する。（本人の承諾を頂ければ、代筆可）

Q. 任期を2年以内と定めているが、教職員の人事異動やPTAの改選があった場合は、途中で辞任できる？

A. はい。2年以内と定めているため、年度ごとに委員報酬を支払うため可能である。

Q. 委員を増やしたいときは？

A. 園・学校は、速やかに教育委員会事務局に連絡をする。任命するタイミングもあるため、詳細はその際に教育委員会事務局より伝える。

Q. 任期満了に伴う委員の改編については？【IV-1-①】

A. 再任は妨げないものとされているが、委員の任期が2年以内と定めているため、園長・校長は、「推薦書」を作成し、教育委員会事務局に提出する。

4. 委員報酬について

Q. 委員への報酬は発生するの？【IV-4】

A. 非常勤特別職の地方公務員であるため発生する。

Q. 委員報酬はいつ、どのように支払われるの？【IV-4】

A. 年度末（3月下旬）に指定口座へ振り込まれる。

Q. 委員から報酬辞退の申し出があった場合、辞退は可能か？【IV-4】

A. 可能である。ただし、「報酬辞退届」を記入してもらい、教育委員会事務局へ提出。

（*報酬を支払わないため、マイナンバーの写し及び本人確認書類の写しの提出は不要。）

Q. 報酬を支払えない人は？【IV-4】

A. 学校長や教職員などの県職、園長や公民館長などの市職及び再任用のフルタイムで働いている方等。
（＊報酬を支払えないため、報酬辞退届の提出は不要。）また、生徒や児童が委員となった場合は、「報酬辞退届」を提出してもらう。

Q. 任期の途中で委員が辞任した場合や死亡した場合の委員報酬は？【IV-4】

A. 月割で支払われる。

5. 学校運営協議会の開催について

Q. 学校運営協議会は年に何回開催しなければならないの？また時期は決まっているの？【VI-1】

A. 回数や時期は決まっていなくても、目安としては年間5回を推奨している。

Q. 開催場所は？【VI-1】

A. 各幼稚園・学校の校長室・会議室・図書室等。ただし、中学校ブロックでの合同開催の場合は人数が増えるため、会場校や場所を相談して決める。

Q. 学校運営協議会を開催する場合、誰が招集するの？招集の方法は？【V】

A. 任期1年目の第1回目は教育長名で招集し、第2回目以降は会長名で招集する。招集の方法は、依頼文書を各委員に郵送する。会長が招集とは言っても、実際は、各学校より依頼文書を郵送することになる。

Q. 学校運営協議会は傍聴できるの？

A. 市の規則により、原則公開するため、保護者や地域住民の傍聴が可とされている。

Q. 学校運営協議会は誰が主導で進めていくの？【IV-2】

A. 会長・副会長をそれぞれ1名ずつ委員の中から選び、会長が協議会を進めていく。多くの学校では、会長は学識経験者から選ばれている。

Q. 実際に学校運営協議会では、どのようなことが話題になるの？【VI-1】

A. ①【必須】園長・校長が作成する「学校の運営方針の承認」
②【必須】「学校関係者評価」
③【任意】「学校運営や学校施設について」の意見
④【任意】「教職員の任用」に関する意見
⑤【任意】「家庭・学校・地域連携」の視点からの協議や熟議、情報や意見の交換、地域行事等の共有、少年健全育成を図るための意見交換など。

Q. 会議の精選が図られると聞いたがどういうこと？コミュニティサポート委員会や少年健全育成会議はどうなったの？

A. 「幼稚園・学校評議員会」「コミュニティサポート委員会」「少年健全育成会議」といったすべて会議が学校運営協議会に集約した。ただし、これらの会議で話し合われてきた内容は引き継がれ、学校運営協議会の中で協議される。

Q. 今までのコミュニティサポート委員会で活動してくれた委員は今後どうなるの？

A. 多くの方が学校運営協議会委員に移行された。しかし、15名以内と定めているため、学校運営協議会委員に選出されなかった場合は、地域学校協働本部の活動でご尽力いただく。また、専門的な課題解決に向けた協議が必要な場合は、専門部会を置くことができ、その中で話し合いを進めることができる。

Q. 学校運営協議会について情報提供をする必要があるの？【Ⅲ－４】

A. 市の規則により、各幼稚園・学校でホームページを作成し、学校運営協議会の内容を保護者や地域住民へおたより（「学校運営協議会だより」「園・学校だより」等）を通じて周知していく。また、自治会等の回覧板や掲示板を利用し周知していく。